

海に見える交流館クリエイティブスペース活用実証業務

仕様書

1 業務目的

隠岐の島町では、西郷港周辺地区の活性化を目的とし、公と民をつなぐ・海とまちをつなぐ・世代をつなぐという三つの柱で「西郷港周辺まちづくり計画」を推進しており、本業務は、そのうち「世代をつなぐ」プログラムの一環として実施するものである。

本業務では、交流館2階を子供たちの学びと創造の拠点として機能させることを目的に、運用に向けた実証を行う。子供たちが交流館で創造する機会に触れ、学び、体験することで、地域との触れ合いを促し、賑わいの創出につなげる。

これらの取組を通じて、地域内で創造する機会を提供するとともに、アンケート調査等により交流館2階の活用方針を整理する。利用者ニーズに即した利用方法を検討することで、交流館に人が集まり、多世代が自然に交わる環境を形成することを目的とする。

2 業務範囲

本業務の対象範囲は隠岐の島町 地内とする。

3 業務内容

業務内容は、次のとおりとする。

(1) 創造体験講座の開催

(目的) 3D プリンターやプログラミング教材等を活用した創造体験講座を開催することで、小学校高学年から中学生までの創造性を高める。

(内容)

3D プリンターやプログラミング教材等を活用し、3D モデリングやプログラミング等の創造体験を行う。

開催時期 令和8年10月～令和9年2月

開催回数 4回以上

開催場所 うみやまもつとあつまれ

参加対象 小学5年生～中学3年生（隠岐の島町内の生徒・町民を優先）

参加人数 各回10～15名

(2) (1) 開催後の調査・分析、交流館2階の活用方法の検討

(目的) (1) の参加者に対する調査・分析を行うことで、交流館2階の活用方法の基礎データとする。

(内容)

(1) 開催後に参加者に対してアンケート調査を行い、アンケート結果をもとに交流館2階の活用方法の基礎データを作成する。

(3) 打ち合わせ・協議

町との協議のほか、関係機関との協議が生じた場合にはこれに同席し、アドバイス等を行う。

(4) 報告書の作成

本業務で収集・整理した資料、サウンディング結果、実証実験の結果などについてまとめる。

(5) 共通事項

- ア 各体験講座の準備、参加者募集、当日運営、検証等を担うこと。
- イ 今回の体験講座実施に向け、都市計画課をはじめとした関係機関と協議のうえ、協力して事業実施すること。
- ウ 体験講座への参加費用は無料とすること。
- エ 開催会場は想定であるため、受託者において整理するとともに、選定の際は町と事前に協議すること。
- オ 体験講座をより充実させるため、協賛企業を募集することは妨げない。ただし、協賛に際しては、町と事前に協議すること。
- カ 次に掲げる物品は、町が貸与するものである。なお、その他必要となる機材等については、受託者の負担とする。
 - (ア) ノートPC 10台
 - (イ) 3Dプリンター1台
 - (ウ) VRゴーグル5台程度

4 業務管理

- (1) 本業務全体の運営に係る基本的な考え方、体験講座における成果目標等の実施計画を町に提出すること。
- (2) 体験講座に係る実施内容、スケジュール、マニュアルなどを作成し、事前に町に提出すること。

5 留意事項

- (1) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、関連の法令及び本仕様書を遵守するとともに、町の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員を配置し、正確に業務を行わなければならない。
- (2) 本町と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施することとする。
- (3) 受託者は、本町がサービスを利用して締結した契約書等（受託者と本町との間の契約を除く。）に含まれる情報を機密として扱い、契約目的以外の利用や第三者への提供を行ってはならない。
- (4) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約期間の終了又は解除後も同様とし、本町の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与又は譲渡してはならない。従事する者が離脱した場合も同様に遵守させること。
- (5) 受託者は、本業務の全部若しくは大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、町が認めた場合は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。
- (6) この仕様書については、基本仕様書とし、追加すべき事項等が生じた場合は本町と受託者と協議し追加できるものとする。